

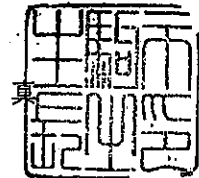


都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項の規定により準用する同法第7条の3第2項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、都市再開発法施行規則（昭和44年11月26日建設省令第54号）第9条の規定により、区域を表示する図面を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定により準用する第7条の3第3項の規定により、この公告のあった日から起算して30日以内に、生駒市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもって、その借地権の種類及び内容を申告してください。

平成22年12月6日

生駒市長 山下



1 申請者

生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合設立発起人予定者

乾 光男 他6名

2 申請日

平成22年11月30日

3 設立予定の組合名称

生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合

4 施行地区となるべき区域の名称

生駒市北新町 654 番 2 の一部、661 番 2 の一部、702 番 4 の一部、703 番 6 の一部、703 番 7、707 番 4、707 番 7 の一部、707 番 9、707 番 10、707 番 11、707 番 12、707 番 13、708 番 1、708 番 2 の一部、708 番 3、708 番 4、708 番 6、708 番 7、708 番 8、708 番 9、708 番 10、708 番 11、708 番 12、709 番 2 の一部、709 番 3、710 番 2、710 番 4 の一部、710 番 5、710 番 6、710 番 7、710 番 8、712 番 1、712 番 3、712 番 5、712 番 6、712 番 7、712 番 8、712 番 9、712 番 10、712 番 11、712 番 12、712 番 13、712 番 14、712 番 15、712 番 16、715 番 2、715 番 3、715 番 4、715 番 5、715 番 6、715 番 7、715 番 8、715 番 9、715 番 10、715 番 11、715 番 12、717 番 1、717 番 3、717 番 4、719 番 1、736 番 1、736 番 2、736 番 3、736 番 4、736 番 5、736 番 6、736 番 7、736 番 8、736 番 11、736 番 12、738 番 2、739 番 1、739 番 2、739 番 3、739 番 4、741 番、742 番 1、744 番 1、744 番 2 の一部、745 番 1、745 番 2、745 番 3、745 番 4、745 番 5、745 番 6、745 番 7、745 番 8、745 番 9、745 番 10、745 番 11、746 番 2 の一部、746 番 4、746 番 5、746 番 6、746 番 7、746 番 8、746 番 9、746 番 10、917 番 2 の一部、919 番 27、919 番 29、及び 1516 番

5 施行区域を表示する図面の縦覧場所

生駒市開発部地域整備課（生駒市東新町 8 番 3 8 号）

6 縦覧期間

平成22年12月6日から平成22年12月20日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで